

経 済 産 業 省

20250730資第15号

令和7年9月17日

経済産業大臣 武藤 容治

特定事業者の募集に係る実施要項

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第3条第1項の規定に基づき指定した特定区域について、同条第4項の規定に基づき下記のとおり特定事業者の募集に係る実施要項を定める。

記

1. 特定区域の所在地
海域：千葉県九十九里沖
2. 特定区域の面積
3,084,474アール
3. 特定区域において行わせる貯留事業又は試掘の別
試掘
4. 特定事業者の募集を開始する日及び募集の期間
 - (1) 特定事業者の募集を開始する日
令和7年9月17日
 - (2) 特定事業者の募集の期間
令和7年12月17日まで（募集最終日の17時までに必着のこと）

5. 特定事業者を選定するための評価の基準

(1) 貯留層又はその可能性のある地層が合理的に使用され、特定区域として指定された区域における二酸化炭素の貯留事業に関する法律(以下「法」という。)第4条第2項の申請に係る試掘区域の地質構造に照らし適切な試掘が実施される見込みがあるか。

(2) 法第4条第2項の申請に係る試掘区域における試掘の状況を踏まえ、当該試掘区域内の貯留層における貯留事業を行おうとする場合、当該貯留事業が、二酸化炭素の分離・回収及び輸送分野と連携したものであり、我が国におけるエネルギー及び鉱物資源の利用による環境への負荷の程度を低減させる実現性が高い事業構想であるか。

6. 特定事業者の募集に必要な事項

(1) 申請書

① 試掘許可申請書(二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則(令和6年経済産業省令第76号)様式第1)

※ 上記試掘許可申請書及び下記添付書類について、(3)②の電子メールアドレス宛に電子媒体でも提出すること。その際のファイル形式は、Word、Excel、PowerPoint又はPDF形式で提出すること(これに拠りがたい場合は、資源エネルギー庁資源・燃料部燃料環境適合利用推進課まで申し出ること)。

※ 申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること(当該収入印紙には、消印をしないこと)。

(2) 添付書類

① 事業計画書(二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則様式第2)

※ 次に掲げる事項を記載するものとし、その内容を説明する参考書類があるときは、あわせて添付するものとする。

※ チには、法第4条第2項の申請に係る試掘区域が他人の許可貯留区域等と隣接する場合においては当該許可貯留区域等の貯留事業者等との調整に関する事項、法第4条第2項の申請に係る試掘区域の直上の区域が他人の鉱区と重複し、又は隣接する場合においては当該鉱区の鉱業権者との調整に関する事項、農業、漁業その他の産業との調整に関する事項及び5.(2)に係る事項を記載すること。

イ 試掘に関する計画

ロ 試掘の方法に関する事項

- ハ 試掘に要する期間
 - ニ 法第4条第2項の申請に係る試掘区域及びその周辺の地質構造の評価
 - ホ 許可貯留区域等における貯留事業等及び法第12条第1項の政令で定めるものの開発に係る事業（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）の実績
 - ヘ 試掘を行うための資金計画
 - ト 試掘を行うための体制
 - チ その他試掘に関する必要な事項
- ② 法第4条第2項の申請に係る試掘区域を表示する図面
- ※ ②の図面は、平面図その他必要な図面とし、法第3条第1項の規定により指定された特定区域との位置関係を明示すること。なお、平面図（世界測地系）には、法第4条第2項の申請に係る試掘区域の直上の区域の形状を示す多角形の頂点となる地点及び右回りに付した番号並びに当該区域の頂点の座標値（緯度及び経度のほか、平面直角座標系によるX、Y座標値を含む。）を記載すること。また、その他必要な図面は、法第4条第2項の申請に係る試掘区域の上面及び下面の深度（東京湾平均海面を基準とした深度）を示すものとする（これに抛りがたい場合は、資源エネルギー庁資源・燃料部燃料環境適合利用推進課まで申し出ること。）。
- ③ 法第4条第2項の申請に係る試掘区域の全部又は一部が、法又は他の法律によって土地を使用し、又は収用することができる事業の用に供されているときは、当該事業の用に供する者の意見書
- ※ ③の意見書は、試掘を行おうとする者が意見を求めた日から3週間を経過してもこれを得ることができなかったときは、添付することを要しない。この場合においては、その事実を明らかにし、意見書を得ることができなかった事情を疎明する書類を添付すること。
- ④ 法第4条第2項の申請に係る試掘区域の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の長の意見書
- ※ ④の意見書は、試掘を行おうとする者が意見を求めた日から3週間を経過してもこれを得ることができなかったときは、添付することを要しない。この場合においては、その事実を明らかにし、意見書を得ることができなかった事情を疎明する書類を添付すること。
- ⑤ 試掘に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びにこの資金の調達方法を確認するために必要となる書類
- ⑥ 直前3年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

- ⑦ 主たる技術者の履歴書
- ⑧ 申請者が法第5条第1項第2号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ※ ⑧の書面には、氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を記載すること。また、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、申請者が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
- ⑨ 法第4条第2項の申請に係る試掘区域及びその周辺の地質構造を明らかにする断面図
- ⑩ 法第124条第1項の損害の賠償が生じた場合に備えた支払能力を証する書面
- ⑪ 他の者との当該他の者の活動に伴って排出された二酸化炭素の貯蔵に係る調整の状況の概要を示す書面
- ⑫ その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

(3) 申請書類の提出方法及び提出先

- ① 提出方法：郵送又は持ち込み
- ② 提出先：資源エネルギー庁資源・燃料部燃料環境適合利用推進課
住所：〒100-8931
東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
電話番号：03-3501-1511（内線）4681
電子メールアドレス：bz1-CCS-business-act★meti.go.jp
※ [★] を [@] に置き換えてください。
担当：井上、千葉、中里、古賀

(4) その他留意事項

- ① FAX 及び電子メールによる提出は受け付けない。申請書類に不備がある場合は不受理とする。
- ② 募集の期間を過ぎての提出は受け付けない。配達の手配で期間内に届かない場合があるため、期限に余裕をもって送付すること。
- ③ 提出された申請書類は特定事業者の選定等に関する審査以外の目的には使用せず、機密保持には十分配慮して取扱う。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象

となるため了承の上で申請すること。

- ④ 不受理の場合を除き申請書類は返却しない。
- ⑤ 必要に応じて、用語解説などを添付すること。
- ⑥ 資源エネルギー庁資源・燃料部燃料環境適合利用推進課から連絡が取れるよう、申請書には連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を明記すること。
- ⑦ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、別紙の質問状に必要事項を記載の上、（３）②の電子メールアドレス宛に提出すること。なお、回答に１～２週間程度要する場合があるので、十分に余裕をもって提出すること。
- ⑧ 申請書類に対して補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

以上

(別紙)

質問状

氏名又は名称 及び法人にあ っては、その代 表者の氏名			
住所			
電話番号		F A X 番号	
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			